

公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等

◆概算要求額(公立学校施設整備費)

平成25年度 要求額 3,017億円 (前年度 1,246億円)

〔うち、復興特別会計 : 2,334億円〕

※沖縄分については内閣府において計上

◆内 容

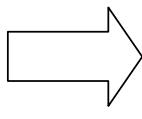
東日本大震災では、学校施設が子どもの命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として機能し、その安全性の確保が極めて重要であることが改めて認識された。

このため、全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、既存施設の補強や改築等、地震から児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業及び非構造部材の耐震対策等の防災対策事業を実施する。

また、建築後25年以上経過した学校施設が約7割を占め、安全面・機能面において多くの課題を抱えていることから長寿命化対策を推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築や少人数学級の推進など、近年の教育内容・方法等の変化に対応した施設整備を行う。

《耐震化の進捗状況》

公立小中学校
耐震化率 84.8%
(H24年4月現在)



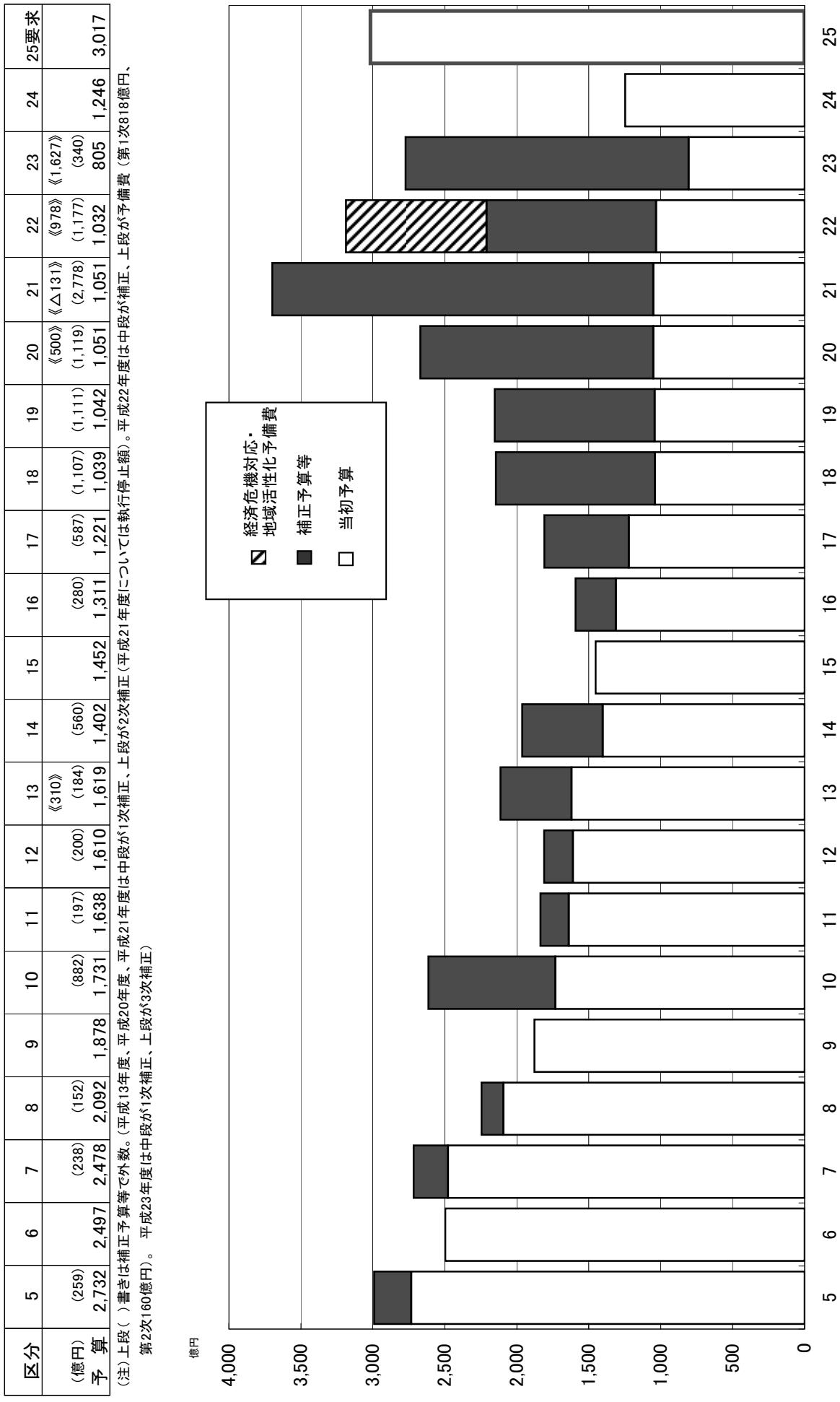
今後、約1万9千棟の耐震化が必要
〔24年度予算事業完了後の残棟数
約1万3千棟(耐震化率約90%)〕

25年度の地方公共団体における事業計画(耐震化棟数 約4,300棟)を踏まえた所要額を要求
⇒ 耐震化率は『約93%』まで進捗する見込み。

◆補助制度の改正

- ◎「長寿命化改良事業」の創設
- ◎少人数学級の推進に対応するための補助制度の拡充
- ◎既存施設改修による統合校舎等の整備に関する補助制度の拡充
- ◎再生可能エネルギー補助制度の拡充
- ◎木の教育環境整備の補助时限の延長

(3) 公立学校施設整備費予算額の推移(平成5年度～平成25年度概算要求) ※本土分のみ



少人数学級の推進に対応するための補助制度の拡充

1. 趣旨

新たな教職員定数改善計画により推進が図られる少人数学級について、その円滑な実施のため、教室不足対策等、公立学校施設整備において必要な対応を行う。

2. 事業内容

公立の小中学校等において、少人数学級（小2及び小3～中3の任意の学年）を実施するために必要となる校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部について補助

3. 対象施設

公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の校舎、屋内運動場

4. 算定割合

算定割合：1／2（原則）

5. 資格面積の算定

小2及び小3～中3の任意の学年について、少人数学級の実施のために必要となる新築又は増築のうち、現行の必要面積を超える部分。

※少人数学級を実施する学年について1学級を35人として算出した学級数に応ずる当該学校の必要面積を限度とする。

既存施設の改修により行う学校統合のための補助制度の拡充

1. 趣旨

学校統合に伴う校舎等の整備への支援については…

○新增築事業に対しては、公立学校施設整備費負担金にて国庫補助(原則1／2)

○既存施設の改修により整備することは、大規模改造(1／3)でも国庫補助が可能
だが、学校統合に特化した制度ではないため、十分な活用が図られていない



学校統合に伴う校舎等の整備について支援の多様化を図ることで…

○地域の実情に応じた施設整備を推進

○既存校舎等の活用により環境に与える負荷を軽減

2. 対象施設

公立の小学校及び中学校の校舎、屋内運動場

3. 算定割合等

算定割合:1／2 (原則) 下限額:400万円

4. 工事内容

○学校統合に伴い、既存施設を統合校舎等として使用する際に発生する
改造工事

(主な例)

- ・余裕教室等の空きスペースを普通教室等に転用するための改修工事
- ・統合に伴う普通教室等の機能改善を行う工事

等

再生可能エネルギー補助制度の拡充について

趣旨

これまでの太陽光発電、太陽熱利用、風力発電設備に対する補助に加え、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入をより促進するため、地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用設備及びその他の再生可能エネルギー設備についても補助対象となるよう拡充を要求。

内容

(算定割合) 1／2 下限額 400万円

(対象工事) 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電設備及び
蓄電池単体整備(対象:太陽光パネル既設置校、上限額:1千万円)

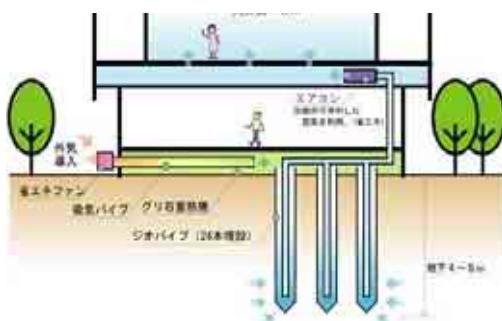
[拡充事業]

◎地中熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用設備

◎上記以外の再生可能エネルギーを活用した設備

◎地中熱利用設備

地中の熱エネルギーを利用し、熱交換機などによる冷暖房や浅めの地中で暖めたり冷やしたりした空気の室内への送風を行う。



◎雪氷熱利用

冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷熱源として夏季まで保存しておき、その冷気や融けてできた冷たい水によって冷房を行う。



◎バイオマス熱利用設備

木質バイオマスペレットを燃料として利用したストーブにより暖房を行う。



◎その他の再生可能エネルギー

小水力発電設備（流れや段差のある河川や水路に水車を設置し、水の運動エネルギーや位置エネルギーを水車で受けて発電機に送ることで発電）など。



木の教育環境整備の補助期限の延長

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年10月施行)等を踏まえ、木の教育環境整備事業の補助期限を5年間(29年度まで)延長する



我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、木の教育環境の整備充実に積極的に取り組む必要がある。

- 木がもたらす心のやすらぎ
 - 木のもつあたたかさによる癒し効果
 - 心を落ち着かせ、気持ちよい学校生活



- 木がもたらす文化理解
 - 豊かな森林の伝統、木と生活をともにする文化を実感
 - 地域の木材を利用することで生まれる校舎への愛着

- 木がもたらす健康
 - 足下があたたかく、身体がひえない
 - 室内空気を汚染する物質の発生がない、又は少ない



【対象校】

公立の小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校

※専用講堂については、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程)のみ対象

【対象施設】

- 木のふれあいの場

既存建物の教室、廊下、余裕教室等の改造に伴い、内装等に木材を活用した和室、プレイルーム、読書スペース、ランチルーム等の整備

- 専用講堂

主要構造部又は内装の一部に木材を活用した、学校行事や地域住民の芸術・文化活動に利用が可能な施設の整備(国庫補助基準面積 1,000m²(上限))

【交付金の算定割合】

原則 1/3